

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	財政課（薬務衛生課、畜産課）
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和2年9月1日施行） ・家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和2年10月1日施行） ・家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和3年4月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>1 保健福祉関係事務手数料 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正による引用条文の変更に伴う規定整備</p> <p>2 農林水産関係事務手数料 (1) 家畜改良増殖法の一部改正による引用条文の変更に伴う規定整備 (2) 家畜伝染病予防法の一部改正による引用条文の変更に伴う規定整備</p>	
施行日	1は令和2年9月1日、2(1)は家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行の日 2(2)は令和3年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	